第一項の表一九八の項を次のように改める。

198	削除

第一項の表二〇二の項を次のように改める。

202	削除

第一項の表二二一の項を次のように改める。

221	削除

第一項の表二五二の項を次のように改める。

252	削除

第一項の表二六八の項を次のように改める。

268	削除

第一項の表二八〇の項を次のように改める。

280	削除

第一項の表二九八の項を次のように改める。

298	削除

第一項の表三三五の項を次のように改める。

335	削除

第一項の表三八九の項を次のように改める。

389	削除

二十一　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二八の項を次のように改める。

28	削除

第一項の表三一の項を次のように改める。

31	削除

第一項の表三五の項を次のように改める。

35	削除

第一項の表六一の項を次のように改める。

61	削除

第一項の表六五の項を次のように改める。

65	削除

第一項の表八六の項を次のように改める。

86	削除

第一項の表一三四の項を次のように改める。

134	削除

第一項の表一四六の項を次のように改める。

146	削除

第一項の表一五七の項を次のように改める。

157	削除

第一項の表一六〇の項を次のように改める。

160	削除

第一項の表一七六の項を次のように改める。

176	削除

第一項の表一八四の項を次のように改める。

184	削除

第一項の表一八九の項及び一九〇の項を次のように改める。

189	削除
190	削除

第一項の表一九七の項及び一九八の項を次のように改める。

197	削除
198	削除

第一項の表二〇〇の項を次のように改める。

200	削除

第一項の表二〇三の項を次のように改める。

203	削除

第一項の表二二四の項を次のように改める。

224	削除

第一項の表二三〇の項を次のように改める。

230	削除

第一項の表二六六の項を次のように改める。

266	削除

第一項の表二九九の項を次のように改める。

299	削除